

# 道路後退用地などを分筆して市に寄附する 場合に補助金を交付します。

市では、狭隘道路（幅員が4メートルに満たない道路）の拡幅を促進し、生活環境の向上を図るため、道路後退用地等を分筆して市に寄附する場合に、分筆測量費の一部を補助金として交付しています。

## 【補助対象となる道路後退用地等（下記事項を全て満足するもの）】

- 建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる部分、及び隅切り部分等
- 土地所有者全員が寄附について合意しているもの
- 建築物、工作物等（門、塀、生垣、樹木、給排水施設、電柱等）がなく、既存道路と同じ程度の高さで道路用地として支障がないもの
- 所有権以外の権利が設定されていないもの
- 開発行為に伴う道路後退用地等でないもの（自己居住用の住宅は除く）
- 土地又は土地建物の販売を目的とするものでないもの

## 【補助対象者】

- 道路後退用地等の土地所有者又は相続人で、市税の滞納がない者

## 【補助金額】

- 道路後退用地の分筆に係る費用で、一団の土地につき上限15万円

## 【補助対象費】

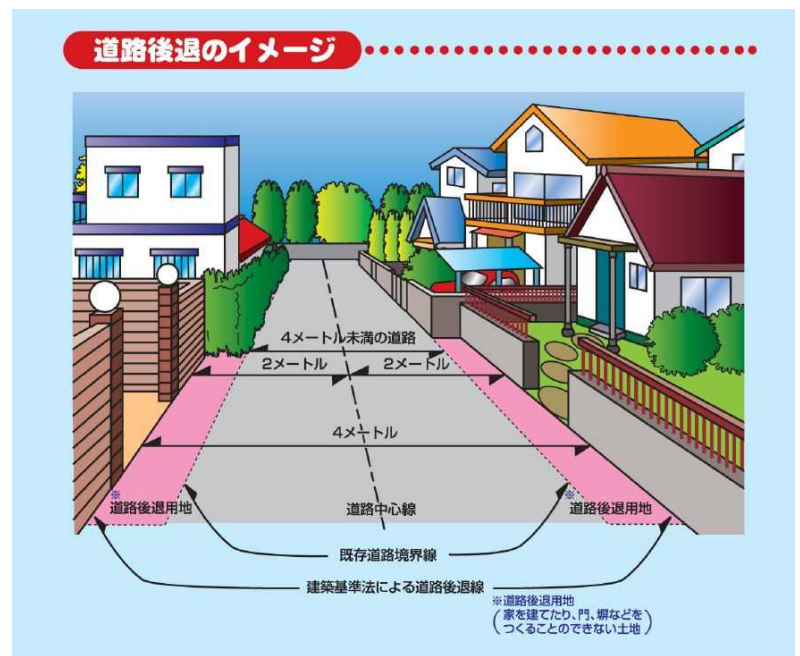
- 測量に係る費用
- 分筆登記に係る費用（申請・登録免許税等）
- 境界標の設置に係る費用

## 【注意点】

- 事前協議申入れの前に分筆された道路後退用地等は補助金交付の対象になりません。
- 建築開発課の窓口、又は市役所ホームページで詳細を確認の上、寄附の事前協議をしてください。

## 【問い合わせ】

行田市役所 都市整備部  
建築開発課 開発指導グループ  
電話 048-550-1551



## 道路後退用地等の分筆登記・測量に関する事業者名簿

### 公益社団法人 埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会（行田市内）

No	氏 名	電 話 番 号	事 務 所 所 在 地
1	鈴木 孝一	048-556-7662	行田市栄町 19 番 41 号
2	碓井 勝也	048-559-4211	行田市大字野 798 番 1
3	三友 一浩	048-553-2220	行田市沓里山町 8 番地 2
4	永沼 浩幸	048-554-1465	行田市本丸 4 番 18 号
5	角田 勝行	048-556-3999	行田市谷郷三丁目 6 番 43 号
6	大澤 一勝	048-557-2725	行田市大字下中条 444 番地 1

※ 公益社団法人 埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会に属する事業者の内、行田市内に事業所を有する事業者の一覧となります。

※ この名簿に記載のない事業者であっても補助金交付の対象となります。

※ この名簿は事業者の選定の「参考」として作成したものであり、契約関係については自己責任となりますのでご了承ください。